

障がい者郵送貸出サービスのご案内

障がいがあることによって来館が困難な方へ、郵送による資料の貸出を行っています。

1 対象となる方

宮崎県内在住で、重度の障がいがあることにより宮崎県立図書館へ来館することが困難で、かつ、次の（1）～（3）のいずれかに該当する方

（1）次の表に該当する手帳をお持ちの方

障がいの内容	障がいの程度
視覚、両下肢、体幹、移動機能	身体障害者手帳1級・2級
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	身体障害者手帳1級・3級
免疫、肝臓	身体障害者手帳1～3級

（2）精神障害者保健福祉手帳を交付された方で障がいの等級が1級・2級の方

（3）療育手帳を交付された方で障がいの程度がAの方

2 利用方法

サービスを利用するためには、事前の登録が必要です。宮崎県立図書館4番力センターまでお問い合わせください。

【登録時に必要な書類】

- 貸出利用券登録申込書（郵送貸出用）
申込書は、県立図書館のホームページからもダウンロードできます。
 - 健康保険証やマイナンバーカード等、住所・氏名・生年月日を確認できるもの
 - 障がいの程度を証明する書類
- ※ 利用者本人が来館できない場合、代理の方が登録手続きを行うこともできます。
その場合は、貸出利用券登録申込書の「委任状」の欄に記入が必要となります。

3 貸出ができる資料、冊数、期間

【貸出ができる資料】

- 宮崎県立図書館に所蔵しており、館外貸出が可能な資料

【貸出冊数】

- 10冊以内（児童図書室の資料は5冊以内）

【貸出期間】

- 30日以内（郵送に要する日数を含みます）

※ 貸出期間の延長はできません。

4 資料の貸出申込み

- 貸出を希望する場合は、「郵送貸出申込書」を郵便、FAX、メールのいずれかの方法にてご提出ください。

5 資料の送付・返却

- 資料は郵送にてご自宅までお送りします。ご返却の際は、郵便局にお持ち込みいただとか、集荷を依頼してください。送料は図書館が負担いたします。